第9018号

高知県公報

平成20年2月8日（金曜日）

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回（火曜日・金曜日）

高知県公報

目　次

告　示　ページ
◎貸金業法に基づく貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の委任（経営支援課）1
○保安林の解除（治山林道課）1
○漁獲共済の同意成立（第２号漁業）（漁業経営課）1
○道路の区域変更（２件）（道　路　課）1
公　告
○平成20年歯科技工士試験の実施（医療薬務課）1
○県営土地改良事業の工事の完了（農業基盤課）2
○都市計画公聴会の開催（都市計画課）2
高知県教育委員会規則
◎学校教育法等の一部を改正する法律の施行による学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則　2
◎高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則　3
入札公告
○一般競争入札（高知県庁パソコン等サポート業務）の公告（情報政策課）3

告　示

高知県告示第72号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第12条の３第10項の規定に基づき、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を同項の内閣総理大臣が指定するものに行わせることとしたので、次のとおり告示する。

なお、平成16年３月高知県告示第228号（貸金業の規制等に関する法律に基づく貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の委任）は、廃止する。

平成20年２月８日

高知県知事　尾﨑　正直

１　貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行う団体の名称及び主たる事務所の所在地
日本貸金業協会
東京都港区高輪三丁目19番15号
２　貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることとした日
平成20年１月28日

高知県告示第73号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第６項において準用する同条第１項の規定により告示する。

平成20年２月８日

高知県知事　尾﨑　正直

１　解除に係る保安林の所在場所
須崎市多ノ郷字桜ヶサコ甲5454の１・甲5454の24・山手町306の４（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
３　解除の理由
急傾斜地崩壊防止用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第74号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第５項において準用する同法第105条の２第３項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第２項に規定する要件に適合すると認めた。

平成20年２月８日

高知県知事　尾﨑　正直

区域及び区分
すくも湾漁業協同組合の地区のうち旧小才角漁業協同組合の地区
小型漁船漁業

高知県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年２月８日から２週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年２月８日

高知県知事　尾﨑　正直

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　西土佐松野
３　道路の区域

区　間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
四万十市西土佐津賀字ホケノ山634番58から四万十市西土佐津賀字ホケノ山634番60まで	前	3.0～11.0	62
	後	8.0～14.0	62

高知県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年２月８日から２週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年２月８日

高知県知事　尾﨑　正直

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　大用大方
３　道路の区域

区　間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
幡多郡黒潮町加持字栗木谷2464番１から幡多郡黒潮町加持字東永タ2478番１まで	前	2.8～6.6	87
	後	6.6～10.5	87

公　告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第１号）附則第２条第１項の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成20年２月８日

高知県知事　尾﨑　正直

１　試験の日時
（１）　学説試験
平成20年３月７日（金）午前９時から
（２）　実地試験
平成20年３月８日（土）午前９時から
２　試験の場所
高知市比島町四丁目５－20　高知県歯科技工専門学校
３　試験科目
（１）　学説試験

歯科理工学　歯の解剖学　顎口腔機能学　有床義歯技工学　歯冠修復技工学　矯正歯科技工学　小児歯科技工学　関係法規

（２）　実地試験

歯科技工実技

４　受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

（１）　文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者

（２）　厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

（３）　歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

（４）　外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前３号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

５　受験手続

（１）　受験願書の受付期間

平成20年２月12日（火）から同月19日（火）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前８時30分から午後５時30分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、平成20年２月19日付けの消印のあるものまで受け付ける。

（２）　受験願書の提出先

高知市丸ノ内一丁目２－20（郵便番号780－8570）

高知県健康福祉部医療薬務課

（３）　提出書類

ア　受験願書

イ　履歴書

ウ　受験資格を証する書類

エ　写真（出願前６月以内に脱帽で正面から撮影した縦６センチメートル、横4.5センチメートルの大きさのもので、その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。）

６　受験手数料

36,000円（受験願書に高知県収入証紙をはって納入すること。）

７　その他

（１）　合格者の発表は、平成20年３月11日（火）午前10時に高知県庁本庁舎１階の掲示板に受験番号を掲示する。

（２）　受験について不明な点は、高知県健康福祉部医療薬務課（電話番号088－823－9623）へ問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年２月８日

高知県知事　尾﨑　正直

１　土地改良事業の名称

経営体育成基盤整備事業（区画整理）

２　地区名

弘見地区

３　工事完了年月日

平成17年３月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第１項の規定により都市計画公聴会を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第４条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。）は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成20年２月８日

高知県知事　尾﨑　正直

１　都市計画の種類

高知広域都市計画道路（３・３・89号高知山田線）

２　縦覧図書

高知広域都市計画道路の変更（素案）概要

３　都市計画の案の縦覧場所

高知県土木部都市計画課並びに高知市都市整備部都市計画課、南国市都市整備課及び香美市建設都計課

４　都市計画の案の縦覧期間

平成20年２月８日（金）から同月22日（金）まで

５　公聴会の日時

平成20年３月８日（土）午後２時から午後４時まで

６　公聴会の場所

南国市大埇甲2301

南国市役所４階大会議室

７　公述申出書提出期限

平成20年２月27日（水）

教育委員会規則

学校教育法等の一部を改正する法律の施行による学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成20年２月８日

高知県教育委員会委員長　宮地　彌典

高知県教育委員会規則第１号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行による学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則

（高知県認定こども園条例施行規則の一部改正）

第１条　高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表の１の(１)中「第78条各号」を「第23条各号」に改める。

（学校教育法施行細則の一部改正）

第２条　学校教育法施行細則（昭和29年高知県教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「、以下同じ」を削り、同項ただし書中「第４号」を「第４号に掲げる書類」に改め、同項第２号中「当該」を削り、同項第６号中「表わした」を「表した」に、「明示した図面」を「明示した図面を含む。」に改め、同項第８号中「学年別幼児、児童、生徒数、学級数、戸数、人口の見込調書」を「学年別学級数及び幼児児童生徒数並びに戸数及び人口見込調書」に改め、同項第10号中「写」を「写し」に改め、同条第２項中「第３条第３号」を「第３条第３号の事項」に、「第４条の２」を「第５条」に改める。

第２条の見出し中「、建物」を「又は建物」に、「又は処分並びに」を「若しくは処分又は」に改め、同条第１項中「第５条」を「第６条」に改め、同項第１号中「市町村学校組合」を「市町村学校組合の議会」に改め、同項第３号中「土地所有者」を「、土地所有者」に改め、同条第２項中「第５条による図面とは」を「第６条の図面は、」に改め、同項第１号中「位置」を「、位置」に、「拡張又は縮少地」を「拡張し、又は縮小する部分」に改め、同項第２号中「校舎等の配置図」を「、校舎等の配置図」に、「、設計書」を「及び設計書」に改める。

第３条中「第６条」を「第７条」に改める。

第４条中「第７条」を「第９条」に、「実施方法」を「実施方法を記載した書類」に改める。

第５条の見出し中「学級の編制」を「学級編制」に改め、同条第１項中「第７条の２第１項の規定の、」を「第10条第１項の規定による」に改め、同条第２項中「第７条の２第２項」を「第10条第２項」に改め、同条第３項中「第７条の２第２項の規定の」を「第10条第２項の規定による」に改める。

第６条中「第７条の３」を「第11条の規定」に改める。

第７条中「第７条の５」を「第13条の規定」に改める。

第８条中「第７条の６」を「第14条の規定」に、「市町村学校組合」を「市町村学校組合の議会」に改める。

第９条中「第７条の７に規定する書類のほか」を「第15条の規定によるほか」に、「市町村学校組合」を「市町村学校組合

の議会」に改める。

第12条の見出しを「（就学義務の猶予又は免除の許可）」に改め、同条中「第42条」を「第34条」に、「就学業務」を「就学義務」に、「医師又は」を「医師」に改める。

第13条中「第31条第１項」を「第40条第１項」に改め、同条第２号中「、学年別委託児童数」を「及び学年別委託児童数」に改め、同条第４号中「写」を「写し」に改める。

第15条中「第22条第１項又は第39条第１項」を「第17条第１項又は第２項」に改める。

第16条中「第11条」を「第11条第１項（令第11条の２、第11条の３、第12条第２項及び第12条の２第２項において準用する場合を含む。）」に改め、「（令第12条第２項において準用される場合を含む。）」を削る。

別記第１号様式中「学年別、幼児児童生徒数、学級数、戸数、人口、見込調書」を「学年別学級数及び幼児児童生徒数並びに戸数及び人口見込調書」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部改正）

第３条　公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則（昭和34年高知県教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表中「第75条第２項及び第３項」を「第81条第２項及び第３項」に改める。

（高知県立中学校学則の一部改正）

第４条　高知県立中学校学則（平成13年高知県教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第15条第３項中「第12条の３第３項」を「第24条第３項」に改める。

第19条第３項中「第13条第３項の各号」を「第26条第３項各号」に改める。

（高知県立学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第５条　高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第５条第７項中「第18条」を「第18条第１項」に改める。

第18条第１項中「第15条第１項各号」を「第28条第１項各号」に改める。

（高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部改正）

第６条　高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則（昭和47年高知県教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「第57条の４第１項」を「第87条第１項」に改める。

第７条第１項中「第51条の10」を「第71条」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年２月８日

高知県教育委員会委員長　宮地　彌典

高知県教育委員会規則第２号

高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高知県立図書館の管理運営に関する規則（昭和52年高知県教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第３号及び第４号を次のように改める。

（３）　12月29日から翌年の１月４日まで

（４）　資料整理日（１月から11月までの各月の最後の金曜日及び12月28日）

第７条に次の１項を加える。

２　次条の規定にかかわらず、貸出期間が２月を超えても資料を返却しない場合は、新たに館外で資料を利用できない。

附　則

この規則は、平成20年６月１日から施行する。

入　札　公　告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年２月８日

高知県知事　尾﨑　正直

１　入札に付する事項

（１）　業務の名称

高知県庁パソコン等サポート業務　一式

（２）　業務の内容等

入札説明書による。

（３）　履行期間

平成20年４月１日から平成21年３月31日までの間

（４）　入札方法

ア　入札金額は、業務の期間の委託料の月額を入札書に記載すること。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　高知県における平成18～20年一般（指名）競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）に登載されている者であること。

（３）　この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成７年12月高知県告示第638号）等に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

（４）　委託業務の要求仕様に合致した役務を確実に提供し得ること及び委託業務に係る迅速な施行の体制（その実施を入札参加者以外の者が担保する場合を含む。）が整備されていることを証明した者であること。

３　契約条項を示す場所等

（１）　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780－0870

高知市本町四丁目１－16　高知電気ビル

高知県政策企画部情報政策課

電話番号088－823－9165

（２）　入札説明書の交付方法

平成20年２月８日（金）から同年３月19日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時30分まで（午後零時から午後１時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

（３）　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

平成20年３月21日（金）午前10時

郵送の場合は、書留郵便とし、平成20年３月19日午後４時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ　場所

高知市丸ノ内一丁目２－20　高知県庁正庁ホール

４　その他

（１）　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）　入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第９条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

（３）　入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した役務の提供の証明書及び施行体制が整備されていることを証明する書類を平成20年３月19日までに提出しなければ

ならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（4）　入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

（5）　落札者の決定方法

高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（6）　契約書作成の要否

要

（7）　資格審査に関する事項

２の（２）に掲げる入札参加資格を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、高知県会計管理局総務事務センター会計物品担当へ提出すること。ただし、平成20年２月29日（金）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、入札参加資格が与えられない場合がある。

なお、申請書を提出するときには、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を必ず申し出ること。

（8）　予算の成立に関する事項

平成20年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

（9）　詳細は、入札説明書による。

5　Summary

（1）　Details of services to be rendered: Implementation of repairs of computers and printers within the Kochi Government Buildings

（2）　Deadline for tender by hand: Friday 21 March 2008, 10:00 A.M.

（3）　Deadline for tender by mail: Wednesday 19 March 2008, 4:00 P.M.

（4）　Inquiries: Department of Policy and Planning, Information Policy Division, Kochi Prefectural Government, 4-1-16 Honmachi, Kochi City, Kochi 780-0870 Japan
Tel: 088-823-9165